

さくら市の訪問型サービス（従来相当型）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A 2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	1,176	1月につき	
A 2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	39	1日につき	
A 2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	2,349	1月につき	
A 2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	77	1日につき	
A 2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	3,727	1月につき	
A 2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	123	1日につき	
A 2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ）	268	1回につき	
A 2	2511	訪問型独自サービスⅤ	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） ※1月の中で全部で4回まで	272		
A 2	2621	訪問型独自サービスⅥ	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） ※1月の中で全部で5回から8回まで	287		
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス	事業対象者・要支援1・2（20分未満） ※1月につき22回まで	167		
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき	
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき	
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1日につき
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算		チ 初回加算	200単位加算	200
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000	1月につき	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000		
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000		
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000